

事務連絡  
令和3年8月5日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課  
整備班長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
事業用自動車及びレンタカーの定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車及びレンタカーの定期点検については、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、法定点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、その取扱いを令和3年9月30日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてこれらの自動車の利用者減少が改善される状況にないことから、別添により、本取扱いを令和3年12月31日までとしましたので、連絡いたします。